



高齢者インフルエンザ予防接種の費用を助成

高齢者の方がインフルエンザの予防接種を受ける際、一人1,000円を助成します。

対象者

- ① 65歳以上の市民
 - ② 60歳以上65歳未満であって、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能に障害(身体障害者手帳1級)を有する市民
- ※医療機関の窓口で身体障害者手帳を提示してください。

助成期間

10月1日(土)～12月31日(土)

助成金額

- ① 一人1回のみ1,000円を助成します。
 - ② 上記対象者の①または②に該当する生活保護世帯者は、全額助成します。
- ※生活保護受給者は接種を受ける際に受給証明書を窓口で提示してください。

助成のしくみ

各医療機関窓口で、接種料金を支払う際、1,000円を差し引いた自己負担額を支払います。

接 種 料 金	－	助 成 金	＝	自 己 負 担 額
(医療機関ごとに違います)		1,000円		(医療機関窓口で支払います)

接種医療機関

山武市内医療機関

※千葉県内なら山武市外でも接種を受けられます。接種が可能かどうか、医療機関へ直接ご確認ください。
(市外の医療機関で接種される場合でも、山武市の予診票を使用してください。)

予診票

- ① 受診の際、予診票を記入いただきます。医療機関での混雑を避けるために昨年予防接種された方と生年月日が昭和20年10月1日から昭和21年9月30日までの方には、事前に予診票を送付させていただきます。
- ② 昨年度接種をされなかった方や平成23年9月1日以降に転入された方は、成東および松尾IT保健福祉センター、山武・松尾・蓮沼出張所、市内の各医療機関に設置する予診票を利用してください。

注意事項

- インフルエンザの予防接種は強制ではありません。市からの予防接種の案内をよく読み、理解して受けましょう。
- 接種を受ける際には、住所確認等のため健康保険証を持参してください。
- 接種当日は、体質や現在の体の状況を医師に説明できるようにしましょう。

今年度から非課税世帯のインフルエンザ予防接種の助成はなくなりました。

☎ 健康支援課成人保健係 ☎0479(80)8338